

入院時食事療養に係る掲示

◆入院時食事療養について

当院は入院時食事療養費（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士により管理された食事を適時（夕食は概ね6時以降）、適温で提供しています。

◆入院時食事療養の標準負担額について（1食につき）

区分				標準負担額 (1食あたり)
70歳未満の方	70歳以上の方			
一般 (住民税課税世帯)	一般 (住民税課税世帯)			510円
		(例外1) 指定難病患者・小児慢性特定疾病児童等		300円
		(例外2) 精神病床入院患者 ※2015年4月1日以前から2016年4月1日まで継続して精神病床に入院している患者		260円
住民税非課税世帯	住民税非課税世帯 (低所得者Ⅱ)	過去12ヶ月の 入院日数	90日以内	240円
			90日超	190円
	住民税非課税世帯(低所得者Ⅰ)			110円